

## 短期給付等に係る標準処理期間について

平成 26 年 9 月 16 日

### 趣旨

行政手続法が平成 6 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、公立学校共済組合運営規則第 5 条により支部において処理することとされている事項のうち、短期給付等に係る事項について、奈良支部の標準処理期間を設定するものである。

### 標準処理期間

#### (1) 組合員の資格に関する事項

区分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	14 日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の喪失	
資格喪失証明書の発行	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	

#### (2) 被扶養者の資格に関する事項

区分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	14 日
被扶養者の取消	
上記証の記載事項の訂正	
被扶養者の亡失等による再交付	

(3) 給付・支給等に関する事項

区分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	57 日	毎月 10 日(休日の場合その前日)までに受理したものを当月 25 日(休日の場合その翌日)に支給
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給		
移送費・家族移送費の支給		
家族療養費の支給		
高額療養費の支給		
入院時食事療養費の支給		
入院時生活療養費の支給		
出産費・家族出産費の支給		
埋葬料・家族埋葬料の支給		
傷病手当金の支給		
出産手当金の支給		
休業手当金の支給		
育児休業手当金の支給		
介護休業手当金の支給		
弔慰金・家族弔慰金の支給		
災害見舞金の支給		
結婚手当金の支給		
前納された任意継続掛金の還付	10 日	随時

(4)その他に関する事項

区分	標準処理期間
標準負担額減額認定証の交付	14日
特定疾病療養受療証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
高齢受給者証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	
支払未済の給付請求	57日
第三者の行為による損害の賠償請求	処理でき次第
レセプトの開示請求	

(注)標準処理期間とは、申告書等が所属所に受理されてから、交付または支給までの処理に要する期間であり、書類不備等により是正を求める補正期間は含めないものとする。